



☎048-996-2111(代表) FAX 048-995-7367 HP <http://www.city.yashio.lg.jp/> ✉ hishokoho@city.yashio.lg.jp

●今月の主な内容● 2面：八潮市長選挙・八潮市議会議員一般選挙 / 3面：助け合い・支え合いの地域づくり / 4面：生涯学習学校開放講座

「緊急事態宣言」発令中

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が埼玉県に発令されました。不要不急の外出・移動を自粛し、引き続き感染拡大防止に努めましょう。
問 新型コロナウイルス対策課 ☎ 246

新型コロナ
ウイルス

感染拡大防止 へのご協力をお願いします

感染力が強い**変異株**にも、基本的な感染予防策が有効です。「**マスクの着用**」や「**手洗い**」、「**3密(密接・密集・密閉)回避**」などを徹底してください。



正しく使おう マスク!



- 1 鼻の形に合わせ
すき間をふさぐ
- 2 あご下まで伸ばし顔に
すき間なくフィットさせる

ポイント 会話時は必ず着用!

- ・鼻出しマスク× あごマスク× ・着けたら外側は触らない
- ・ひもを持って着脱 ・品質の確かな、できれば不織布を



こまめにしよう 手洗い・手指消毒!

こんなタイミングでは必ず!

- ・共用物に触った後
- ・食事の前後
- ・公共交通機関の利用後 など

ポイント

指先・爪の間・指の間や手首も忘れずに洗いましょう!



目指そう ゼロ密!

一つの密でも避けましょう!!



- 密接** マスクなし× 大声×
- 密集** 大人数× 近距離×
- 密閉** 換気が悪い× 狭い所×

出典：首相官邸ホームページ

新型コロナウイルス ワクチン接種

8月2日現在の情報のため、今後変更になる場合があります。最新情報は、市ホームページをご覧ください。

12歳から15歳までの方の接種などについてお知らせします。問 保健センター ☎ 995-3381

12歳から15歳までの方のワクチン接種

8月下旬(10月以降に12歳となる方は、誕生月の前月)に、接種券を発送する予定です。予約受付開始日は、16歳以上の方の接種状況やワクチンの供給量を勘案し、決定し次第、市ホームページなどでお知らせします。

なお、接種にあたっては、きめ細やかな対応が必要であることから、かかりつけ医や小児科医院などの医療機関での個別接種が推奨されています。また、接種の際は、保護者の同伴が必要です。

※基礎疾患を有する方で、接種券の到着前に接種を希望する方は、保健センターへご連絡ください。

ワクチン接種証明書の交付

対 八潮市が発行した接種券を利用して新型コロナウイルスワクチンの接種を受けており、海外渡航予定がある方

※提出書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 窓口または郵送で保健センターへ

八潮市長選挙・ 八潮市議会議員 一般選挙

投票日 9月5日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

9月5日(日)は八潮市長選挙、八潮市議会議員一般選挙の2つの選挙を同時に行います。

問 選挙管理委員会 ☎ 264

(2面へ続く)

広報やしおに掲載したイベントなどについては、中止・変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市の人口と世帯数



人口…92,475人 (-18人)
世帯…44,593世帯 (+14世帯)

男…47,988人 (-25人)

令和3年(2021年)7月1日現在

女…44,487人 (+7人)

(1面から続き)

八潮市長選挙・八潮市議会議員一般選挙

問選挙管理委員会 ☎ 264

投票できる方

- 住所要件 令和3年6月1日までに転入届をし、引き続き市内に住所がある方
- 国籍・年齢要件 日本国民で平成15年9月6日以前に生まれた方

投票所入場整理券（はがき）

投票所入場整理券は、貼り合わせ方式で、はがすと1通に最大3人分印刷されています。投票にお出かけの際は、ご自分の投票所入場整理券を切り取ってお持ちください。

なお、投票所入場整理券をお持ちでない場合は、運転免許証や保険証などで、本人確認をします。

※期日前投票をご利用の際は、混雑緩和のため、投票所入場整理券裏面にある宣誓書へ事前に記入してからお越しください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事があって投票に行けない方は期日前投票をすることができます。また、新型コロナウイルス感染症への懸念も期日前投票事由に該当します。

場 所	期 間	時 間
八潮メセナ展示室	8月30日(月)~ 9月4日(土)	午前8時30分~ 午後8時
八潮メセナ・アネックス多目的ホール		

※八潮メセナ・アネックスは、駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関または近隣の有料駐車場・駐輪場をご利用ください。

不在者投票制度

●施設などによる不在者投票

☑投票日に指定投票所になっている病院や施設などに入所している方

●郵便などによる不在者投票

選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。

※選挙期間前でも受付可

☑次のいずれかに該当する方

▼介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が「要介護5」の方

▼身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方

・両下肢または体幹の障がいの程度が1級または2級

・移動機能の障がいの程度が1級または2級

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級

・免疫、肝臓の障がいの程度が1級から3級

▼戦傷病者手帳をお持ちの方で、次に該当する方

・両下肢または体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症

▼新型コロナウイルス感染症により療養などをされている方※濃厚接触者は対象外

●郵便投票の代理記載

郵便などによる不在者投票ができる方の

うち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている方などは、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。

〈郵便投票用紙の請求〉

すでに郵便等投票証明書がある方には、あらかじめ投票用紙請求書をお送りしますので、その投票用紙請求書と郵便等投票証明書を添えて、選挙管理委員会へ請求してください。

請求期限 9月1日(水) 午後5時(必着)

代理投票・点字投票

字を書くのに不便を感じる方、視力に障がいのある方は、投票管理者に申し出ることにより代理投票、点字投票ができます。

投票所での新型コロナウイルス感染対策

投票用紙は、トレーを使用して配布し、併せて使い捨て鉛筆も配布します。また、ご自分の鉛筆やシャープペンシルをお持ちいただき、投票用紙に記入することもできます(ボールペンは不可)。そのほか、投票所の出入口に手指消毒用アルコール消毒液を設置するなど、さまざまな対策を行います。

未来をつくる
あなたの一票大切に



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

悪質商法にご用心！ ご存じですか？八潮市消費生活センター

八潮市消費生活センターは、市民のための身近な消費生活相談の窓口です。

問商工観光課 ☎ 336

●八潮市消費生活センターにご相談ください

- ・「身に覚えのないはがきが届き、不当な請求をされている」
- ・「生活苦になり借金をしたが、返済に困っている」
- ・「賃貸住宅の退去時に、高額な原状回復費用を請求された」
- ・「インターネットで購入したサプリメントが定期購入になっていた」

などの経験はありませんか。

商品や契約などで少しでも心配なことがありましたら、ご相談ください。専門の相談員が状況に応じて、助言やあっせん(解決のための事業者との交渉のお手伝い)などをしています。

相談は無料で、電話または面談で行います。秘密は厳守します。

相談日時・場所

☑毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前10時～正午、午後1時～4時

場八潮市消費生活センター(市役所内)

※商工観光課で受付後、ご案内します。

☑市内在住・在勤・在学の個人、市内で活動を行う団体

なお、相談事例は、広報やしおや市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

●令和2年度相談実績

【相談件数】401件(うち、センターが事業者と交渉し解決した件数が64件)

【主な相談内容】

- 定期購入
- 賃貸住宅
- 借金・債務関係
- 光回線 など

●成年年齢が引き下げられます

令和4年4月1日から成年年齢が現在の20歳から18歳に引き下げられます。成年になると、親などの同意がなくても、自分の意志だけで契約をすることができます。しかし、成人したばかりの若者を狙った悪質商法の被害が後を絶ちません。成年になるという自覚をもって、トラブルに巻き込まれないように自衛しましょう。

●出前講座実施中

八潮市消費生活センターの相談員などが講師となり、消費生活に関する出前講座「だまされないぞ！～消費者被害から身を守る～」を行っています。ぜひ、ご活用ください。

消費者啓発パネル展示

普段何気なく生活している中に潜んだ危険や悪質商法についてのパネル展を実施します。

パネル展では、パンフレットや啓発グッズの配布や、小学生から大学生などの若年者へ向けた、オンラインゲームの高額請求やワンクリック詐欺被害防止などの啓発も行います。

☑①8月23日(月)～27日(金)(8月23日は午前10時から、27日は午後4時まで) ※24日を除く

②8月30日(月)～9月3日(金)(8月30日は午前10時から、9月3日は午後4時まで)

場①やしお生涯学習館展示コーナー

②市役所本庁舎1階ロビー



パンフレット

助け合い・支え合いの 地域づくり (生活支援体制整備事業)

生活支援体制整備事業とは、高齢者の一人暮らしおよび夫婦のみの世帯や認知症の高齢者が増加する中、日常生活の支援が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるような地域づくりを支援する事業です。市では、民間企業、NPO・ボランティアなどと連携しながら、医療・介護のサービスの提供だけでなく、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置など、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を進めていきます。 **問長寿介護課 ☎448**

●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とは
市民の皆さんの声を聞き、地域の人・もの・情報をつなぎ、協議体と一緒に、「できる」「やりたい」「ほしい」という“思い”を“かたち”にするサポートを行います。

市では、市全域を活動範囲とする第1層生活支援コーディネーターを八潮市社会福祉協議会に、日常生活圏域を活動範囲とする第2層生活支援コーディネーターを市内4カ所の地域包括支援センターに配置しています。

●協議体とは
協議体は、「地域にあったらいいな！」を“かたち”にするために、地域の仲間とつながり、話し合い、できることに取り組んでいく地域づくりのチームです。チームには、八潮市全域を対象とする第1

層協議体（市、第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーター、八潮市社会福祉協議会、八潮市シルバー人材センター、八潮市商工会などで構成）と日常生活圏域を対象とする第2層協議体（第2層生活支援コーディネーター、地域住民などで構成）があります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

●地域づくりチーム（第2層協議体）の紹介
地域にお住まいの高齢者の方にとってより良い地域づくりのために、地域住民の皆さんと生活支援コーディネーターが話し合い、活動しています。

地域づくりチーム	
やしおの東サポート隊(東部圏域) ～八潮の東、助け合い(サポート)を大切に～ 東部地域包括支援センターやしお苑(☎998-8895)	
にこっとよりあい会(西部圏域) ～みんなが笑顔で集まれる場所をつくっていききたい～ 西部地域包括支援センターケアセンター八潮(☎994-5562)	
困(こま)ちゃん気にかけて隊(南部圏域) ～困っている方を気にかけて～ 南部地域包括支援センター埼玉回生病院(☎999-7717)	
ほくぶ花しあい隊(北部圏域) ～「柔らかな雰囲気」と「親しみやすさ」を感じてもらえる～ 北部地域包括支援センターやしお寿苑(☎930-5123)	

令和3年度みんなで支え合う 生活支援フォーラム

コロナ禍ということもあり、気軽に人と会ってつながりをつくるのが困難な状況が続いています。今だからこそ、地域住民の一人ひとりが主役となって、誰もが「生涯にわたって住み続けたい！」と思える地域づくりをどのように進めていけるか、一緒に考えてみましょう。
日10月6日(水) 午後1時30分～3時

場八潮メセナホール **対**市内在住・在勤の方 **八潮市制施行50周年記念冠事業**
内①基調講演「コロナ禍の今だからこそ 地域のみんなでつながろう！～非常事態に生きてくるいつものつながり～」講師＝堀田力さん（(公財)さわやか福祉財団会長）、②八潮市の地域づくりチームの紹介 など
定70人（申込順）
用8月16日から10月5日までに、電話で八潮市社会福祉協議会（☎995-3636）へ

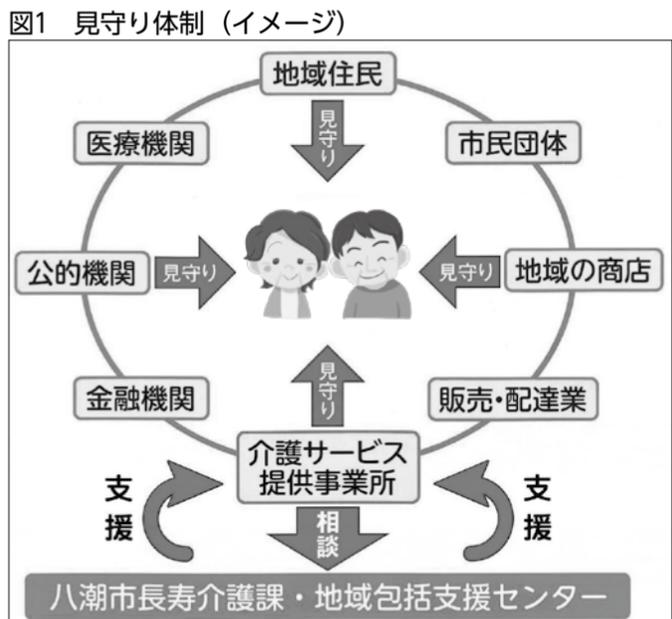
高齢者支援ネットワーク

高齢者を取り巻く課題には、認知症、高齢者虐待など早急な対応が求められる場合が多く、これらに対応するためには、行政と地域における各団体や事業所などが連携・協力し合いながら、高齢者を支援していく体制が必要です。
このため市では、高齢者を地域で見守る体制づくりとして「高齢者支援ネットワーク」を実施しています。高齢者の方々が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、高齢者支援ネットワークにご協力ください。 **問長寿介護課 ☎448**

●高齢者支援ネットワークの役割

①高齢者の見守り体制
地域を巡回している市民団体や事業所、または高齢者が立ち寄る事業所の協力をいただき、日頃の活動の中で支援を必要とする高齢者を見つけた場合に、市や地域包括支援センターへ連絡をする見守り体制（図1）です。
ネットワークへの登録を希望する事業所などは、長寿介護課へ申請してください。登録した事業者などへステッカー（図2）を配布しますので、店頭、車、バイクなどに貼ってネットワーク活動の周知にお役立てください。

②徘徊高齢者の早期発見体制
徘徊高齢者が発生した場合に、その情報を高齢者の見守り体制に協力いただいている事業所などに提供することにより、早期発見する体制です。高齢者が自宅に戻れなくなってしまった場合に、協力事業所などへ市から発見協力を依頼します。
徘徊の心配がある高齢者の情報は、あらかじめ登録が必要です。登録を希望するご家族の方は、長寿介護課へご相談ください。



令和
3年度

生涯学習学校開放講座

地域に根ざした学校づくりを目指し、地域の皆さんとコミュニケーションを図るため、次の15講座を開講します。

☎社会教育課 ☎365

学校名	講座名	日時	学習内容	定員	参加費	申込期限
八条小学校	誰でも楽しめる軽スポーツ講座	9月1日～10月27日 (10月6日を除く毎週水曜日・全8回) 午後6時～8時	グランドゴルフ、さいかつぼーる、ミニテニス、卓球、バドミントンなど	15人	無料	8月25日
潮止小学校	楽しい書道(漢字)～初心者から経験者まで～	9月2日～10月21日 (9月23日を除く毎週木曜日・全7回) 午前10時～正午	基本の説明、自分の名前、楷書、行書、草書、祝儀袋の表書き、漢字作品づくり	20人	1,500円 (初回集金)	8月26日
	ソフト樹脂粘土で作るギフト&インテリア小物	9月2日～10月21日 (9月23日を除く毎週木曜日・全7回) 午後1時～3時	花びらの基本、バラの花、インテリア小物などの作品づくり	20人	3,000円 (初回集金)	8月26日
	すてきなかな書道で書く俳句と百人一首	10月28日～12月16日 (毎週木曜日・全8回) 午前10時～正午	基本の説明、自分の名前、かな(俳句・百人一首)、かな作品づくり	20人	1,500円 (初回集金)	10月21日
	和紙ちぎり絵教室	10月28日～12月16日 (毎週木曜日・全8回) 午後1時～3時	基本の花、色紙、花、静物や景色のちぎり絵	20人	毎回800円	10月21日
八幡小学校	表計算ソフト初級およびインターネット活用講座	9月16日(休)・24日(金)・30日(休) 10月7日(休)・21日(休)・28日(休)(全6回) 午後5時30分～7時30分	基本操作、シート・セルの操作、レイアウトの方法、関数を用いた表づくり、カレンダーづくり、作品づくり	10人	無料	9月9日
	心も体もリフレッシュ軽スポーツ講座	9月24日～12月10日 (10月1日・15日、11月5日、12月3日を除く毎週金曜日・全8回) 午後6時30分～8時30分	グランドゴルフ、さいかつぼーる、ミニテニス、卓球、バドミントンなど	20人	無料	9月15日
松之木小学校	誰でもできる太極拳講座	9月3日～10月29日 (10月22日を除く毎週金曜日・全8回) 午後6時30分～8時30分	「楊名時太極拳」および「八段錦」	20人	無料	8月27日
中川小学校	楽しい気功・太極拳講座	9月3日～11月5日 (9月24日、10月8日を除く毎週金曜日・全8回) 午後7時～9時	気功・太極拳(部分稽古など)	10人	無料	8月27日
八条北小学校	初心者のためのパソコン講座	9月2日～9月30日 (9月23日を除く毎週木曜日・全4回) 午後5時30分～7時30分	用語の説明、パソコンの基本操作、文字入力の仕方、画像の貼りつけ方、作品づくり(カレンダー・カードなど)	5人	無料	8月26日
大瀬小学校	コーラス講座	10月5日～11月30日 (11月23日を除く毎週火曜日・全8回) 午後6時～8時	発声練習、練習曲メロディー練習、パート練習、全体練習、合唱練習	20人	無料	9月28日
	和太鼓講座	10月5日～11月30日 (11月23日を除く毎週火曜日・全8回) 午後6時～8時	基本の打ち方、ぶち合わせ太鼓、グループ練習	15人	無料	9月28日
大原中学校	はじめての論語	10月24日(日)・30日(土)、11月7日(日)・13日(土)・21日(日)・27日(土)、12月4日(土)・11日(土)(全8回) 午前9時～11時	論語入門、論語と渋沢栄一①～⑦ ※テキストは各自で用意(テキスト代1,010円)	20人	無料	10月15日
八条中学校	楽しい園工教室	9月4日～10月30日 (10月16日を除く毎週土曜日・全8回) 午後2時～4時	バラの花・ガーベラの花・マーガレットの花などを紙で作り、発泡スチロールの植木鉢に挿す	10人	1,000円 (初回集金)	8月27日
	折り紙教室	10月2日～12月18日 (10月16日・30日、11月13日・27日を除く毎週土曜日・全8回) 午後2時～4時	お花や箱、千支などを折る	20人	毎回300円～1,000円	9月24日

全講座共通

☑市内在住・在勤・在学の方

☑各講座の申込期限までに、電話、はがき(消印有効)、電子メールまたは電子申請で社会教育課(☎365、メールアドレスshakaikyoiku@city.yashio.lg.jp)へ

☑電話、はがき、電子メールの場合

希望講座名、開催学校名、氏名(ふりがな)、住所、電話番号(緊急連絡先)を連絡または記入

☑電子申請の場合

市ホームページ「令和3年度生涯学習学校開放講座」から必

要事項を入力し送信

●注意事項

- 一部の講座を除いて、申込者が5人未満の場合や講師の都合などにより講座の中止や内容、日程などを変更する場合があります。
- 申し込み多数の場合は、抽選により参加者を決定します。
- 定員に満たない講座は、申し込み締め切り後でも受講できる場合がありますので、お問い合わせください。



参加者募集中! 「八潮市ハッピーこまちゃん健康マイレージ」

八潮市ハッピーこまちゃん健康マイレージの参加者を募集しています。

☎保健センター ☎995-3381

ウォーキングや各種検診・健康教室などに参加することでポイントが貯まる「八潮市ハッピーこまちゃん健康マイレージ」の参加者を募集しています。

「八潮市ハッピーこまちゃん健康マイレージ」では貯まったポイントで市の特産品や県産農産物などの賞品が当たる、八潮市と埼玉県との2つの抽選に参加することができます。

まだ参加していない方は、この機会にぜひ参加し、楽しく健康づくりをしましょう。

《申込方法》

●歩数計による参加

申込書(市内公共施設で入手)を埼玉県コバトン健康マイレージ事務局へ郵送(歩数計を受け取る際に送料610円がかかります)

●アプリによる参加

専用WEBサイト (https://kobaton-mileage.jp/)

をご覧ください。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。





市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

案内

会議の開催

●第2回八潮市地域福祉計画推進委員会の傍聴

日8月17日(火) 午後1時30分～
場八潮メセナ会議室

内第3期八潮市地域福祉計画策定について

定5人(申込順)

申8月16日までに、電話で社会福祉課(☎316)へ

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴

日8月24日(火) 午後1時15分～2時30分

場保健センター

内食育推進計画・健康づくり行動計画・八潮市のちを支える自殺対策計画の実施状況について

定5人(当日先着順)

問健康増進課☎995-3381

●第1回八潮市男女共同参画審議会の傍聴

日8月27日(金) 午後1時30分～3時

場八潮メセナ研修室A

内令和2年度の男女共同参画の推進状況の報告および「(仮称)八潮市パートナーシップ宣誓制度」の導入について

定3人(申込順)

申8月16日から25日までに、電話で人権・男女共同参画課(☎811)へ

●第1回八潮市都市計画マスタープラン策定委員会の傍聴

日8月27日(金) 午後2時30分～

場八潮メセナ会議室

内都市計画マスタープランの概要、見直しスケジュールについて

定5人(当日先着順)

問都市計画課☎270

●第1回八潮市青少年健全育成審議会の傍聴

日9月7日(火) 午前10時～正午(受付＝午前9時30分～10時)

場八潮メセナ会議室

内令和2年度青少年健全育成事業報告などについて

定5人(当日先着順)

問社会教育課☎365

文化スポーツセンター、エイトアリーナの臨時休館

日9月5日(日)

問文化スポーツセンター☎996-5126

就学時健康診断

令和4年度新小学校1年生を対象に、就学時健康診断を通学予定校で実施します。

- ▼10月11日(月)＝八條小学校▼10月12日(火)＝八條北小学校▼10月13日(水)＝潮止小学校▼10月14日(木)＝大原小学校▼10月15日(金)＝松之木小学校▼10月19日(火)＝柳之宮小学校▼10月20日(水)＝大瀬小学校▼10月22日(金)＝大曾根小学校▼10月25日(月)＝中川小学校▼10月27日(水)＝八幡小学校

※対象となる児童の保護者には、後日、個別に通知します。

※病気など、やむを得ない事情により健康診断を受けることができない場合は、学務課へご連絡ください。

問学務課☎381

ペットボトルの収集方法

回収用ネット袋に入りきらず、透明・半透明袋で出している集積所が見受けられます。

回収用ネット袋に入れられる量を増やすため、ペットボトルをつぶして出してください。

回収用ネット袋が追加で必要な場合は、市役所で配布しています。

問環境リサイクル課☎234

葬祭助成金の支給

市内に住所を有する方が死亡した時、葬祭を行った方に葬祭助成金を支給します。

支給金額 20,000円

申八潮市葬祭助成金支給申請書(市民課窓口で入手)を長寿介護課(☎447)へ

人権それは愛

ヤングケアラーについて

～子どもの人権について今一度考えよう～

問社会教育課☎365、人権・男女共同参画課☎811

皆さんは、ヤングケアラーという言葉をご存知ですか。

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもをさすとされています。

ヤングケアラーをめぐる、国は、全国の教育現場に対する初の実態調査を行いました。調査結果によると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7パーセント、全日制高校2年生が4.1パーセントとなっており、誰にも相談できず孤立しがちな実態や、健康・学業への悪影響も全国的に初めて裏付けられました。

子どもが家族をケアすること自体は否定するものではありません。しかし、悩みを相談できず取り残されたように感じてもらったり、進学や就職で遅れをとってしまったりすることは、見過ごせません。

子どもが、学業や好きなことに打ち込むなど、もっと子どもらしい時間を過ごすために、私たちにできることは何でしょうか。大事なことは、子どもと身近な学校やまわりの気づきとサポートです。子どもとのコミュニケーションや交流する場を設けることで、ヤングケアラーの自覚がない子どもに気付くことができ、さまざまな支援につなげていくことが可能です。

この機会に、子どもの声に耳を傾けてみませんか。

県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。

財産や権利を守る～成年後見制度～

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を守るため、家庭裁判所が選んだ支援者が法的に支援する制度です。

問八潮市成年後見センター(社会福祉協議会内)☎995-3636

成年後見制度の種類と内容

名称		利用できる方
法定後見制度	後見	日常生活で判断能力がほとんどない方(日常の買い物なども1人ではできない場合)
	保佐	日常生活で判断能力が著しく不十分な方(日常の買物などは1人でできるが、重要な財産管理などはできない場合)
	補助	日常生活で判断能力が不十分な方(重要な財産管理などを1人ですることが不安な場合)
手続き		利用者本人が市内に住所を有する場合は、さいたま家庭裁判所越谷支部(☎910-0123)に申立書を提出
申立人		利用者本人、配偶者、4親等内の親族など
任意後見制度		現在は判断能力が十分ある方(将来、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、本人が選んだ任意後見人と任意後見契約を結びます)

※市では、地域のつながりを生かした地域密着型成年後見人の役割を担い、市民の権利擁護をサポートする市民後見人の育成を進めています。

おしらせHOTコーナー

労働力調査

総務省統計局では、県を通じて、毎月「労働力調査」を実施しています。

この調査から得られるデータは、国や都道府県が実施する雇用失業対策などの企画・立案をするうえで重要な指標として利用されます。

調査の対象となった世帯には統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

問企画経営課 ☎②33

家屋調査

家屋を新築または増改築された場合、固定資産税・都市計画税が課税されます。その税額を算出するため、市の職員による

「家屋調査」を実施しています。調査にあたっては、家屋の内部(間取り・設備など)を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

また、調査を行っていない家屋、取り壊しをした家屋がありましたらご連絡ください。

問資産税課 ☎④412

ガーデンコミュニティ制度登録者

ガーデンコミュニティ制度とは、農地所有者や市民の協働により農地を生かした緑豊かなまちづくりの推進を図るものです。

市では、農地の耕作、管理などの協力を希望する方と、農地管理に協力する農園サポーターを募集しています。

なお、登録後、農地所有者と農園サポーターが「ガーデンコミュニティ制度に関する協定」を締結すると、農地所有者に対して助成制度があります。

問都市農業課 ☎②299



八潮らしい街並み景観形成支援補助制度を活用した住宅の一般公開

地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づく住宅の新築工事を行う方を対象に、費用の一部を補助しています。

本制度を活用した住宅の建物外観および敷地外構を一般公開します。

日8月20日(金)～22日(日)

※場所など、詳しくは都市計画

課へお問い合わせください。
問都市計画課 ☎③346

国道4号東埼玉道路(八潮～松伏)の測量、地質調査

東埼玉道路は、東京外環道から国道16号までの延長17.6キロメートルの道路です。

自動車専用部と一般部が併設する構造で、これまで一般部の整備を先行して進めており、令和2年度から自動車専用部の事業に着手しました。

今年度は、現地で測量と地質調査を行います。

問国土交通省北首都国道事務所 計画課 ☎941-6002

マンションの住まいトラブル・管理無料相談所(キャラバン隊)

マンション管理士による、住まいに関するトラブル、管理についての無料相談を行います。

日8月19日(木) 午後6時～8時

場八潮メセナアネックス多目的ホールC

申電話で(一社)埼玉県マンション管理士会(☎048-711-9925)へ

介護保険制度改正のお知らせ

8月から、介護給付の制度が変わりました。

問長寿介護課 ☎④443

●特定入所者介護サービス費(介護保険負担限度額認定)

施設または短期入所(ショートステイ)を利用する方の居住費・食費について、低所得で預貯金額が一定額以下の場合に負担が軽減されます。

改正内容

- (1)利用者負担の段階が細分化されます。
- (2)支給要件の預貯金などの基準額が引き下げられます。
- (3)食費の負担限度額が一部引き上げられます。

●高額介護サービス費

介護サービスの利用者負担が高額になり、一定の上限額を超えた場合に支給されます。

改正内容

65歳以上の方で、一定額以上の所得のある方が世帯にいる場合、毎月の負担上限額が44,400円から次のとおり引き上げられます。

課税所得3,800,000円～6,900,000円未満:負担上限額93,000円(世帯)

課税所得6,900,000円以上:負担上限額140,100円(世帯)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

住宅用火災警報器の点検

住宅用火災警報器は、家族や地域に一番はやく火災発生を知らせてくれるものです。火災のときにきちんと作動するよう、手入れや点検を定期的に行いましょう。

問草加八潮消防局予防課 ☎996-0660

作動点検のポイント

- ・警報音がきちんと鳴るかどうか、確認する。
- ・定期的に点検する時期を決めておく。
- ・実際の警報音を家族で確認する。

交換時期

・ガス警報器の交換時期は5年。乾電池を交換するタイプは設置した時期からおおむね10年経ったら本体の交換を行ってください。

障がいのある方に対する経済的支援

市では、障がいのある方を対象に、障がい者手帳の等級などの支給要件を満たす方に対して次の手当を支給しています。

なお、手当を受けるためには申請が必要です(②③を現在受給している方は現況届の提出が必要です。対象の方には案内を送付しています)。

問障がい福祉課 ☎④453

①在宅重度心身障がい者手当

対身体障害者手帳1、2級、療育手帳(A)、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、特別障がい者手当、障がい児福祉手当などを受けていない方

※施設入所中の方を除く。

内年2回月額5,000円を支給(障がい者手帳の新規取得または等級変更の年齢が65歳以上の方は、月額2,500円を支給)

※対象者が住民税課税の場合は支給停止になります。

②特別障がい者手当

対20歳以上で身体または精神の重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を要する状態の方

※施設入所中の方および3カ月を超えて継続して入院中の方を除く。

内年4回月額27,350円を支給(所得制限あり)

③障がい児福祉手当

対20歳未満で、日常生活で特に制限のある方(身体障害者手帳1級および2級の一部、療育手帳(A)、常時介護を要する精神障がい者など)

※施設入所中の方および障がいを支給事由とする年金を受給している方を除く。

内年4回月額14,880円を支給(所得制限あり)